

# 日本籍船舶における排ガス浄化装置の取扱いに関する事項

## 改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

## 改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶で使用される燃料中に含まれる硫黄について、質量濃度の上限値を規定している。同規則に適合するための措置として、低硫黄燃料を使用するほか、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 規則により、排ガス浄化装置 (EGCS) 等の使用による規制適合が認められている。

IMO は、2019 年 5 月に開催された第 74 回海洋環境保護委員会(MEPC74)において、当該排ガス浄化装置が故障した際の取扱い等に関するガイダンスを採択し、MEPC.1/Circ.883 として回章している。

日本籍船舶にあっても、2019 年 12 月に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に対応する国土交通省の検査心得等の改正が行われ、上記ガイダンスを参考に EGCS テクニカルマニュアルに記載する事項等が規定された。

このため、当該検査心得等の改正に基づき関連規定を改めた。

また、国土交通省より当該排ガス浄化装置に備える連続監視装置 (排ガス監視) 及び監視記録装置 (排水監視) の型式承認に関する 2 件の通達 (国海査第 313 号及び国海査第 313 号の 2) が発行されたことから、併せて関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) EGCS テクニカルマニュアルに記載すべき事項として、EGCS 故障時の確認事項等を規定した。
- (2) 連続監視装置及び監視記録装置の型式承認に関し、型式承認取得の確認事項及び適用時期に関する要件を改めた。

## 改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 2.1.2, 8 編 1.2.2, 附属書 2-2.1 4.1.2